

## 保育所保育指針の変遷と保育課程に関する考察

余公, 敏子  
九州大学大学院博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/19628>

---

出版情報：飛梅論集. 11, pp.41-57, 2011-03-25. Graduate School of Human-Environment Studies,  
Kyushu University

バージョン：

権利関係：

# 保育所保育に係る基準の変遷と保育課程に関する考察

－幼稚園教育要領と保育所保育指針の関連及び保育課程の意味付けから－

余 公 敏 子

## 1 研究の背景と目的

保育所保育は幼稚園における幼児教育とは異なる本質をもつ。我が国における保育所の嚆矢は 1890（明治 23）年、赤沢鍾美・仲子夫妻による「家塾新潟静修学校」に付設の託児施設の保育<sup>(1)</sup>と言われているが、第 2 次世界大戦前における保育所は今日における幼稚園と混在して存在し各地方において様々な形態で営まれてきた<sup>(2)</sup>。第 2 次世界大戦後、保育所保育は、本質的な価値をどのように位置付けながら変化してきたのであろうか。

本稿では第 2 次世界大戦後の保育所保育指針における保育所保育に係る基準の変遷を明らかにすることで、これらの変遷における保育課程の特質に関する課題を明らかにすることを目的とする。

就学前施設としての保育所・幼稚園は、戦後、1947（昭和 22）年、学校教育法・児童福祉法の制定により、法的に二元化の歩みを始めた。戦後の保育所保育の基準は、1948（昭和 23）年に刊行された『保育要領』に示されたところからスタートしたと考えられる<sup>(3)</sup>。2006（平成 18）年に制定された「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律」により発足した認定こども園，また，同法による幼保連携型認定こども園の動向も，幼保一体化施設を目指して，幼稚園教育及び保育所保育の基準『幼稚園教育要領』と，『保育所保育指針』の統合或いは整合を図るものとなってきた。これらの基準の経緯を概括すると，『幼稚園教育要領』は，1948（昭和 23）年の『保育要領』を基に，1956（昭和 31）年に制定された。その後，1964（昭和 39）年に改訂され，文部省告示となった。一方『保育所保育指針』については，1952（昭和 27）年，厚生省が『保育指針』を刊行し，それを基に，1965（昭和 40）年に初めて『保育所保育指針』が作成され，通達された。その後『幼稚園教育要領』は，1989（平成元）年，1998（平成 10）年に改訂されたが，何れも『保育所保育指針』は，その一年遅れであった。2008（平成 20）年『幼稚園教育要領』が改訂され，そこで初めて同時期に『保育所保育指針』も改定された<sup>(4)</sup>。そして厚生労働大臣告示となった。内容も大幅な変更となっている。また，幼稚園・保育所の対象年齢は，幼稚園は 3 歳から就学前までであり，保育所は 0 歳から就学前までである。共通部分として 3 歳以上は年齢が重なることもあり，同じ就学前の年齢で異なった教育を施すことは適当ではないとされ，1989（平成元）年の『幼稚園教育要領』の改訂の際，保育内容が 6 領域から 5 領域になったことを機に，1990（平成 2）年改訂の『保育所保育指針』から，保育内容に関して幼稚園と同様の 5 領域の記述がなされた。そして 3 歳以上は教育の部分で

は、幼稚園と同歩調をとるように促され、保育所の保育内容が少しずつ幼稚園に近づいてきた。また、2008（平成 20）年改訂の「幼稚園教育要領」の大きな特徴として、「教育課程に係る時間終了後等における教育活動」についての項目が挙げられたことにある。ここでは社会のニーズとして幼稚園が保育所制度を取り入れたことになる。背景には、少子化・幼保一元化等が考えられる。また、『幼稚園教育要領』は 1964（昭和 39）年以降告示であるので、幼稚園での「教育課程」は編成が義務付けられていた。通達であった『保育所保育指針』はこれまで参考程度にしか過ぎず、強制力はなかったが、『保育所保育指針』の 2008（平成 20）年の改定が告示になったことから、法的拘束力が発生した。大きな特徴として保育所における「保育計画」が「保育課程」に改められ、「保育課程」の編成が義務付けられることになったことである。そこで、次のような点についても検討する必要があると考えた。まず、2008（平成 20）年の改定で、初めて「保育課程」という文言が示されているが、そもそも「保育課程」とはどのようなものか。つまり「保育課程」の定義や内容を明らかにしなければならない。このことと関連し、『保育所保育指針』における「保育課程」の位置付けはどのようになされているのか等への検討である。

筆者は、既に『幼稚園教育要領』等の改訂に伴う幼児教育の基準の変遷について検討してきた<sup>(5)</sup>。本稿では上記の課題を踏まえ、『保育要領』から、現行の『保育所保育指針』までに示された「保育所保育に係る基準」の変遷について、保育の計画、及び保育の内容を中心に検討する。そのことで、現行の『保育所保育指針』における「保育課程」を位置付けるに至った経緯等について考察することとする。

先行研究について、『保育所保育指針』等の変遷の経緯を検討したり、『保育所保育指針』から探った保育課程の先行研究は、管見する限り僅少である。民秋（2008）は、『幼稚園教育要領』と『保育所保育指針』の成立と変遷について述べている。幼稚園に関しては 1946（昭和 23）年の『保育要領』から 2008（平成 20）年までの『幼稚園教育要領』について述べている。保育所に関しては、1965（昭和 40）年の『保育所保育指針』から 2008（平成 20）年の『保育所保育指針』について述べているに過ぎず、1965（昭和 40）年より以前の 1952（昭和 27）年に厚生省から刊行された『保育指針』については、触れられていない<sup>(6)</sup>。

見平（2010）は、『保育所保育指針』を手掛かりに、『幼稚園教育要領』との比較において変遷を概観し、「こどもの貧困」についての課題を述べている。しかし、これにも 1952（昭和 27）年に厚生省から刊行された『保育指針』については、触れられていない<sup>(7)</sup>。

以上のことから、1946（昭和 23）年、1952（昭和 27）年の『保育要領』『保育指針』から保育所保育の基準の変遷を見ていくことで、「保育課程」の内容について明らかにすることは、保育所保育と幼稚園教育即ち幼児教育との整合性を図る保育所保育の本質に迫る上からも有意義であると考えた。

## 2 保育所保育指針にみる保育所保育の基準の変遷

保育所保育の基準となる『保育要領』及び『保育指針』並びに『保育所保育指針』の経緯を「幼稚園教育要領」の経緯と対照し、【表 1】のように系譜として示した。

戦後、学校教育法・児童福祉法が制定されてから 2008（平成 20）年、幼稚園教育要領の改訂告示・保育所保育指針の改定告示を経て現在まで、6つの時期区分を行い、それぞれ保育制度・保育内容に関して命名した。

6つの時期区分については、次の通りである。

○保育制度・保育内容の大綱化の時期

戦後、1947（昭和 22）年、学校教育法・児童福祉法の制定、翌年、『保育要領－幼児教育の手引き－』が文部省から刊行。それから、1951（昭和 26）年まで

○幼稚園教育と保育所保育の複線化の時期

1952（昭和 27）年、保育指針の刊行、1956（昭和 31）年、幼稚園教育要領の制定から、1963（昭和 38）年まで

○幼稚園教育と保育所保育の複線化と保育内容の近接化の時期

1964（昭和 39）年、幼稚園教育要領の第 1 次改訂、告示、1965（昭和 40）年、保育所保育指針の策定から、1988（昭和 63）年まで

○幼稚園教育と保育所保育の複線化と保育内容の統一化の時期

1989（平成元）年、幼稚園教育要領の第 2 次改訂、告示、1990（平成 2）年、保育所保育指針の第 1 次改訂、通知から 1997（平成 9）年まで

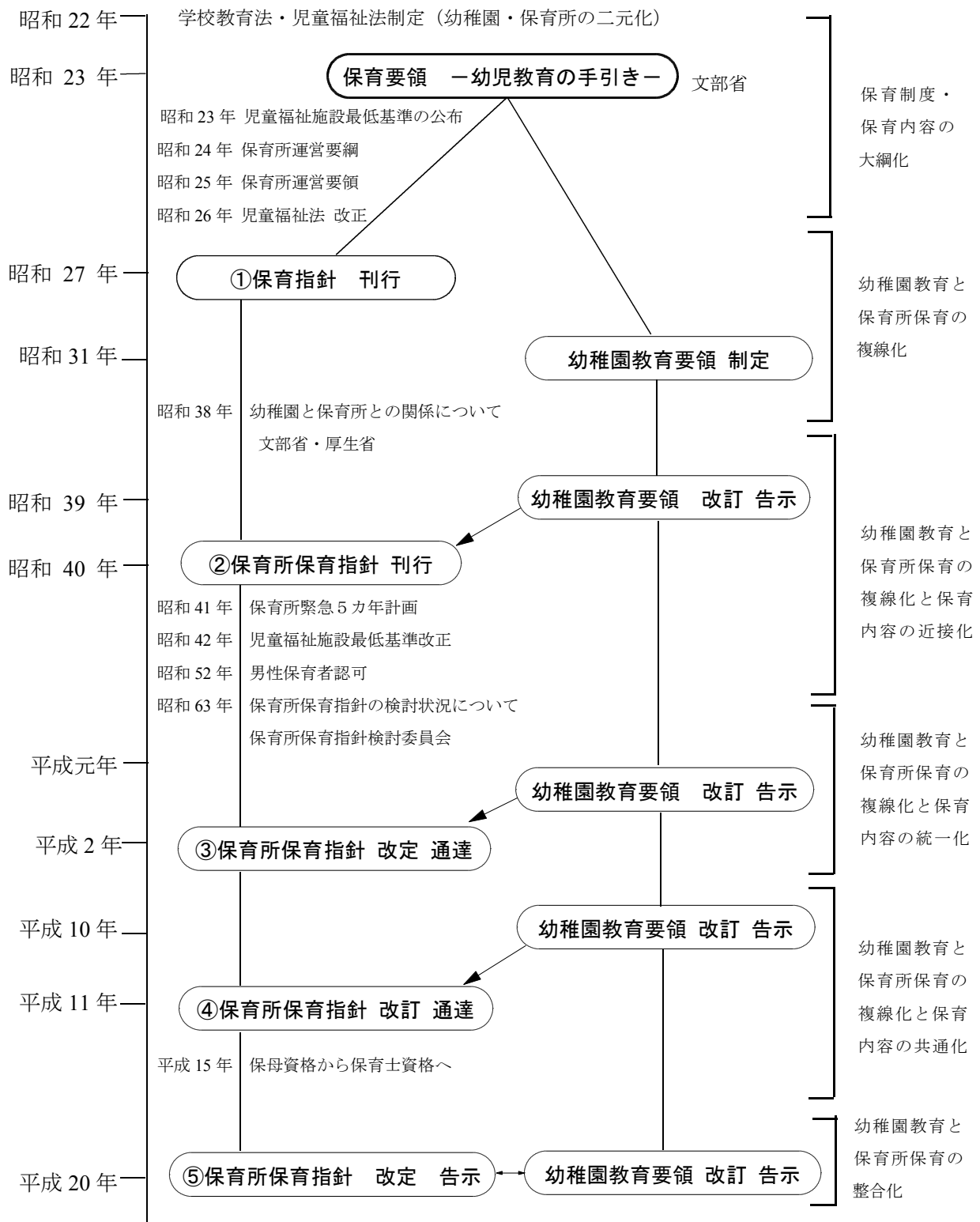
○幼稚園教育と保育所保育の複線化と保育内容の共通化の時期

1998（平成 10）年、幼稚園教育要領の第 3 次改訂、告示、1999（平成 11）年、保育所保育指針の第 2 次改訂、通知から 2007（平成 19 年）年まで

○幼稚園教育と保育所保育の整合化の時期

2008（平成 20）年、幼稚園教育要領の第 4 次改訂、告示、保育所保育指針の第 3 次改定、告示から現在まで

【表1 保育所保育指針・幼稚園教育要領の系譜】



(1) 「保育要領」の内容について～保育制度・保育内容の大綱化の時期

1948 (昭和 23) 年 3 月, 文部省は『保育要領－幼児教育の手引き－』を刊行した。文部

省が発刊したものであり、幼稚園・保育所・家庭の教育を対象としたものであった<sup>(8)</sup>。

【表2 保育要領の内容】

内容・事項の概要	昭和23年 保育要領
◇A 序文	一 まえがき
◇C 発達に関する項目	二 幼児期の発達特質 三 幼児の生活指導 1 身体の発育 2 知的発達 3 情緒的発達 4 社会的発達について 四 幼児の生活環境 1 運動場 2 建物 3 遊具
◇D 発達過程に応じた保育の内容に関する項目	五 幼児の一日の生活 1 幼稚園の一日 2 保育所の一日 3 家庭の一日
	六 幼児の保育内容 楽しい幼児の経験 1 見学 2 リズム 3 休息 4 自由遊び 5 音楽 6 お話 7 絵画 8 製作 9 自然観察 10 ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居 11 健康保育 12 年中行事
◇F 保育の実際における留意事項その他に関する項目	七 家庭と幼稚園 1 父母と先生の会 2 父母の教育 3 父母教育の指針 4 小学校との連携 参考図
(表3における◇B 保育の目標・原理に関する項目◇E 保育の計画・保育課程に関する項目 なし)	(五の囲みは対象をわかりやすくするため筆者が付した。) (文中アンダーラインは筆者が付した。)

まえがきを引用すると、「昔から、わが国には子供を大切に作る習慣があるとされているが、よく考えてみると、ほんとうに幼い子供たちにふさわしい育て方や取り扱い方が普及していたとはいえないであろう。・・・中略・・・幼稚園も新しい学校教育法により、学校の一種として、すなわち正式の学校教育の系統の出発点として、はっきりした位置を認められることになった。・・・中略・・・幼稚園以外にも、社会政策的な見地から幼児を保護し、勤労家庭の手助けをするための保育所・託児所をはじめ、いろいろな幼児のための施設がある。これらの施設においてもその預かる幼児に対して教育的な世話が絶対に必要なのである。教育的な配慮や方法をもってなされない保護や収容は、かえって幼児の健全な生長発達を阻害することになることが多い。一般の家庭において母親が幼児を育ててゆく場合も、同じことである。できるだけ幼児の特質に応じた適切な方法をもって子供の養育に当たらなければならない。・・・中略・・・」<sup>(9)</sup> これから明らかなことは、既に、幼稚園以外の保育所等の幼児に対して、教育が大事であることが力説してあり、保育所は単なる預かり

の場ではないと主張していることがこの文面から読み取れる。【表2-五】の「幼児の一日の生活」も、幼稚園の場合、保育所の場合、家庭の場合とが記されている。保育所の一日の生活は、登所・朝の検査・自由遊び・間食・休息・昼食・昼寝・自由遊び・間食・帰宅であり、朝は8時から9時までを登所の時間としているが、地域や季節により、適宜変更していた。帰宅時間は3時となっているが、家庭の事情でもっと遅くまで保育する必要

がある場合には適宜時間を延長していた。幼稚園の場合は、帰宅時間が 11 時の場合、1 時の場合、3 時の場合の 3 種類が記され、保育所と幼稚園とでは帰宅時間、即ち保育時間が異なることが分かる。

【表 2 - 二】の幼児期の発達特質も 2 歳ないし 6 歳の幼児の特質が、身体的発育・知的発達・情緒的発達・社会的発達の 4 項目に分けて表示してある。年齢区分は、2 歳児・3 歳児・4 歳児・5 歳児となっており、保育所で該当する年齢である。

以上のことから文部省から出された『保育要領』は、幼稚園児・保育園児・家庭保育児等全ての幼児が健全に成長発達することを願って刊行されたものであることが分かる。

また、【表 2】も【表 3】同様、縦の系列として、A ~ F まで、保育要領の内容がわかる項目を探っていった。その結果、◇B 保育の目標・原理に関する項目、◇E 保育の計画・保育課程に関する項目に該当するところがなかった。このことから、保育要領は、サブタイトルにもあるように、幼児教育の手引き書であることが分かる。まさしく保育要領が出されたこの時期は、今日の幼児教育の礎となった時期であり、保育制度・保育内容の大綱化の時期であると言えよう。

『保育要領』と同年、「児童福祉施設最低基準」が公布、施行された。これにより、保育所における保育時間は一日 8 時間を原則とし、保育所における保育の内容は、健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び、及び昼寝のほか、健康診断となる。前述の、『保育要領』の幼児の保育内容は楽しい経験として、見学・リズム・休息・自由遊び・音楽・お話・絵画・制作・自然観察・ごっこ遊び等・健康保育・年中行事の 12 項目あるが、この「児童福祉施設最低基準」の保育の内容をみると、幼児の 12 項目に該当する部分は、保育所においては「自由遊び」のみということになる。いかに、この時期には、預かりの要素が全面的であったかが分かる。

1949 年（昭和 24）年、厚生省は「保育所運営要綱」を、翌 1950（昭和 25）年、「保育所運営要領」を策定し、保育所運営の指針とした。1951（昭和 26）年、児童福祉法が改正され、「保育に欠けるものを保育所に入所させること」が追加された。このことで、保育所の役割がより明確になったことになる。

1952（昭和 27）年、厚生省児童局は『保育指針』を刊行した。全 153 ページからなる。

以後、1952（昭和 27）年の保育指針・通達から、2008（平成 20）年改定・告示された保育所保育指針まで、厚生労働省から出されたものであるので保育所保育の基準の変遷を【表 3】に纏めた。なお、表中では①～⑤まで番号を付している。【表 1】と同番号である。

## （2）1952（昭和 27）年刊行の『保育指針』の基準について～幼稚園教育と保育所保育の複線化の時期

【表 3 - ①】『保育指針』の中の保育所保育の基準をみる。

【表 3 - ① - 二】から分かるように『保育指針』の対象は家庭・保育所・養護施設にお

ける子どもである。換言すれば幼稚園児以外ということになる。

保育内容は、①登所②自由遊び③集会④戸外遊び⑤用便・手洗い・うがい⑥間食⑦休息⑧昼食⑨午睡④個別検査等である。保育の内容は②自由遊び部分では、音楽・リズム・絵画・制作・自然観察・社会観察・集団遊びとなった。『保育要領』を参考にしたものであることが分かる。

【表3-①-六】には、保育計画の項目がある。内容については、「保育の計画を立てる際には、先ず社会や国家が要求する児童像を建てる必要がある。そのため、児童の地域や家庭、児童自身の実態をつかみ、保育内容を決めること。計画の中には生活指導、保健指導、家庭の指導など、身心の両面と環境の整備などを考慮に入れること、一応科学的に割り出されている発達標準や受け持ちの児童の発達と興味を基礎にすること、季節や行事などを考慮すること」<sup>(10)</sup>としている。即ち発達課題に即して基本的な生活習慣の確立を図ることが大事であり、この時期、十分に生活の基盤ができていない家庭の幼児を預かる施設であることが分かる。福祉的要素・家庭教育の補完的要素が強い。保育指針の対象年齢は、0歳～18歳までであることから、【表3-①-六-(九)】に記されているように養護施設で過ごす家庭のない児童のことも対象になっていることが分かる。

評価は、保育目標・構成・内容・運営について評価項目を作るようになっており、常に評価・改善するようになっていた。【表4】

『保育指針』から4年後、1956（昭和31）年、文部省は「幼稚園教育要領」を制定した。『保育要領』を基本にしたもので、保育内容は、楽しい幼児の経験の12項目から、健康・社会・自然・言語・音楽リズム・絵画製作の6領域となった。保育内容が6領域で示されたことで、小学校以上の教科と同様に扱われることが多くなり、保育所の保育（福祉的要素）と益々かけ離れていくことになったことが考えられる。

この時期、同じ就学前の子どもが、幼稚園と保育所で二元化の保育過程を辿るのはおかしいという幼保一元化論が活発になり、これに答える形で1963（昭和38）年、各都道府県知事宛、文部省初等中等教育局長、厚生省児童局長は「幼稚園と保育所との関係について」の通知をした。内容は、幼稚園と保育所は目的・機能が違うので、それぞれが十分機能を果たしうよう充実整備する必要があること。保育所の持つ機能のうち教育に関するものは幼稚園教育要領に準ずることがのぞましいこと、というものである。換言すれば、幼稚園・保育所のように目的・機能が違うものを一元化することはできない、それぞれで充実整備すること。但し、保育内容の教育部分は同歩調をとること、ということである。このことから、文部省・厚生省共に制度上は一緒になり得ないと言っていることが分かる。

以上のことから、この時期は保育所は『保育指針』、幼稚園は『幼稚園教育要領』というように教育の拠り所が分化し、複線化の途を辿ることとなる。そのため、この時期は、幼稚園教育と保育所保育の複線化の時期であると言えよう。



【表3 保育指針から保育所保育指針の改定までの保育所保育の基準の変遷】

内容・事項の概要 告示等年 名称	昭和27年 ①保育指針	昭和40年 ②保育所保育指針
<p>◇A 序文</p> <p>◇B 保育の目標・原理に関する項目</p> <p>◇C 発達に関する項目</p> <p>◇D 発達過程に応じた保育の内容に関する項目</p> <p>◇E 保育の計画・保育課程に関する項目</p> <p>◇F 保育の実際における留意事項その他に関する項目</p>	<p>序</p> <p>一 保育の目標と原理</p> <p>(一)保育の始め</p> <p>(二)保育の目標</p> <p>(三)保育者の機能と使命</p> <p>二 生活の環境とその調整</p> <p>(一)家庭における場合</p> <p>(二)保育所における場合</p> <p>(三)養護施設における場合</p> <p>三 身体とその機能の発達</p> <p>(一)健康・・・中略・・・(八)病児の扱い方</p> <p>四 精神の発達</p> <p>(一)精神発達の段階</p> <p>(二)知性の発達</p> <p>(三)性格の形成</p> <p>五 生活指導</p> <p>(一)習慣の形成</p> <p>(二)遊びの指導</p> <p>(三)能力の育成</p> <p>(四)道徳の育成</p> <p>(五)その他の生活指導</p> <p>六 保育計画</p> <p>(一)保育計画と自発性</p> <p>(二)保育計画とは何か</p> <p>(三)保育計画はどのようにしてたてるか</p> <p>(四)保育計画の評価</p> <p>(五)健康診査等各項目の指導要領</p> <p>(六)年少幼児の保育計画</p> <p>(七)一、二才の幼児の保育計画のたて方</p> <p>(八)乳児院における保育計画の一例</p> <p>(九)養護施設における保育計画の立て方</p> <p>七 保育の実際におこる問題</p> <p>(一)問題理解のための個別研究法</p> <p>(二)グループ・ワーク(集団工作)</p> <p>(三)実際におこる問題とその解決</p> <p>1 指をなめる・・・中略・・・20 嘘</p>	<p>第1章 総則</p> <p>1 保育の原理</p> <p>2 保育内容構成の基本方針</p> <p>3 指導の基本方針</p> <p>第2章 子どもの発達上の特性</p> <p>1 身体的生活</p> <p>2 知的生活</p> <p>3 情緒的生活</p> <p>4 社会的生活</p> <p>第3章 1歳3か月未満児の保育内容</p> <p>1 発達上のおもな特徴</p> <p>2 保育のねらい</p> <p>3 望ましいおもな活動</p> <p>4 指導上の留意事項</p> <p>第4章 1歳3か月から2歳までの幼児の保育内容</p> <p>※前章に同じ</p> <p>第5章 2歳児の保育内容</p> <p>※前章に同じ</p> <p>第6章 3歳児の保育内容</p> <p>※前章に同じ</p> <p>第7章 4歳児の保育内容</p> <p>※前章に同じ</p> <p>第8章 5歳児の保育内容</p> <p>※前章に同じ</p> <p>第9章 6歳児の保育内容</p> <p>※前章に同じ</p> <p>第10章 指導計画作成上の留意事項</p> <p>第11章 保健、安全管理上の留意事項</p> <p>1 保健管理上の留意事項</p> <p>2 安全管理上の留意事項</p>

	平成 2 年 ③保育所保育指針	平成 11 年 ④保育所保育指針	平成 20 年 ⑤保育所保育指針
◇B 目標・原理	第 1 章 総則	第 1 章 総則	第 1 章 総則
※本欄の事項は前頁の記述を簡略にした。	1 保育の原理 (1) 保育の目標 (2) 保育の方法 (3) 保育の環境 2 保育の内容構成の基本方針 (1) ねらい及び内容 (2) 保育の計画	1 保育の原理 (1) 保育の目標 (2) 保育の方法 (3) 保育の環境 2 保育の内容構成の基本方針 (1) ねらい及び内容 (2) 保育の計画	1 趣旨 2 保育所の役割 3 保育の原理 (1) 保育の目標 (2) 保育の方法 (3) 保育の環境 4 保育所の社会的責任
◇C 発達の過程	第 2 章 子どもの発達 1 子どもと大人との関係 2 子ども自身の発達 3 子どもの生活と発達の援助 4 社会的生活	第 2 章 子どもの発達 1 子どもと大人との関係 2 子ども自身の発達 3 子どもの生活と発達の援助	第 2 章 子どもの発達 1 乳幼児期の発達の特性 2 発達過程 (1)から(8) ・おおむね 6 か月未満から 6 歳までの乳幼児の発達過程を 8 期に分けて記述
◇D 保育の内容	第 3 章 6 か月未満児の保育の内容 1 発達の主な特徴 2 ねらい 3 内容 4 配慮事項 第 4 章 6 か月から 1 歳 3 か月未満児の保育の内容 ※前章に同じ 第 5 章 1 歳 3 か月から 2 歳未満児の保育の内容 ※前章に同じ 第 6 章 2 歳児の保育の内容 ※前章に同じ 第 7 章 3 歳児の保育の内容 ※前章に同じ 第 8 章 4 歳児の保育の内容 ※前章に同じ 第 9 章 5 歳児の保育の内容 ※前章に同じ 第 10 章 6 歳児の保育の内容 ※前章に同じ	第 3 章 6 か月未満児の保育の内容 1 発達の主な特徴 2 保育士の姿勢と関わり方の視点 3 ねらい 4 内容 5 配慮事項 第 4 章 6 か月から 1 歳 3 か月未満児の保育の内容 ※前章に同じ 第 5 章 1 歳 3 か月から 2 歳未満児の保育の内容 ※前章に同じ 第 6 章 2 歳児の保育の内容 ※前章に同じ 第 7 章 3 歳児の保育の内容 1 発達の主な特徴 2 保育士の姿勢と関わり方の視点 3 ねらい 4 内容 [基礎的事項] 「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」 5 配慮事項 [基礎的事項] 「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」 第 8 章 4 歳児の保育の内容 ※前章に同じ 第 9 章 5 歳児の保育の内容 ※前章に同じ 第 10 章 6 歳児の保育の内容 ※前章に同じ	第 3 章 保育の内容 1 保育のねらい及び内容 (1) 養護に関わるねらい及び内容 ア 生命の保持 イ 情緒の安定 (2) 教育に関わるねらい及び内容 ア 健康 イ 人間関係 ウ 環境 エ 言葉 オ 表現 2 保育の実施上の配慮事項 (1) 保育に関わる全般的な配慮事項 (2) 乳児保育に関わる配慮事項 (3) 3 歳未満児保育の配慮事項 (4) 3 歳以上児保育の配慮事項
◇E 保育計画 保育課程	第 11 章 保育の計画作成上の留意事項	第 11 章 保育の計画作成上の留意事項 1 保育計画と指導計画 2 長期的指導計画と短期的指導計画の作成 3 3 歳未満児の指導計画 4 3 歳以上児の指導計画 5 異年齢の構成による保育 6 職員の協力体制 7 家庭や地域社会との連携 8 小学校との関係 9 障害のある子どもの保育 10 長時間にわたる保育 11 地域活動など特別事業 12 指導計画の評価改善	第 4 章 保育の計画及び評価 1 保育の計画 (1) 保育課程 (2) 指導計画 ア 指導計画の作成 イ 指導計画の展開 (3) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項 ア 発達過程 イ 長時間保育 ウ 障害のある子どもの保育 エ 小学校との連携 オ 家庭及び地域社会との連携 2 保育の内容等の自己評価 (1) 保育士等の自己評価 (2) 保育所の自己評価
◇F 留意事項 その他	第 12 章 健康・安全に関する留意事項 1 日常の保育における保健活動 2 健康診断 3 予防接種 4 疾病異常等に関する対応 5 障害児に対する保育 6 環境保健 7 事故防止・安全指導 8 家庭、地域との連携	第 12 章 健康・安全に関する留意事項 1 日常の保育における保健活動 2 健康診断 3 予防接種 4 疾病異常等に関する対応 5 保育の環境保健 6 事故防止・安全指導 7 虐待などへの対応 8 乳児保育についての配慮 9 家庭・地域との連携 第 13 章 保育所における子育て支援及び職員の研修など	第 5 章 健康及び安全 1 子どもの健康支援 2 環境及び衛生管理並に安全管理 3 食育の推進 4 健康及び安全の実施体制等 第 6 章 保護者に対する支援 1 保育所における保護者 2 保育所に在籍する保護者 3 地域における支援 第 7 章 職員の資質向上 1 職員の資質向上に関する基本的事項 2 施設長の責務 3 職員の研修等

### (3) 1965 (昭和 40) 年制定『保育所保育指針』の基準について～幼稚園教育と保育所保育の複線化と保育内容の近接化の時期

文部省は、1964 (昭和 39) 年、『幼稚園教育要領』改訂を行った。告示となり、法的拘束力を持つものとなった。

一方、保育所は、幼稚園教育要領告示の一年後 1965 (昭和 40) 年、厚生省児童家庭局から初めて『保育所保育指針』が刊行された。

児童福祉施設最低基準 (昭和 23 年) に保育の内容が掲載されているが、それをより一層充実させるために作成されたものであるが、告示ではなく、刊行であり、保育所における保育のガイドラインである。

【表 3 - ② - 第 1 章総則】には、保育理念が示された。保育所は保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする児童福祉のための施設であること、保育は常に乳幼児が安定感を持って十分活動ができるようにし、その心身の諸能力を健全で調和のとれた姿に育成しなければならないこと等である。そのため、養護と教育<sup>(11)</sup>とが一体となって、豊かな人間性をもった子どもを育成するところに、保育所における保育の基本的性格があると明記された。保育の年齢区分と保育の内容構成は次のとおりである。1 歳 3 ヶ月未満と 1 歳 3 ヶ月から 2 歳までは、生活・遊びの 2 領域、2 歳は、健康・社会・遊びの 3 領域、3 歳は、健康・社会・言語・遊びの 4 領域、4 歳・5 歳・6 歳は、健康・社会・言語・自然・音楽・造形の 6 領域とし、4 歳児以上では、幼稚園教育要領の 6 領域に概ね合致するようにしてある。領域を年齢別に、発達上のおもな特徴・保育のねらい・望ましいおもな活動・指導上の留意事項の 4 項目に分けて詳細に述べられている。指導計画には、〈保育のねらいの設定〉〈望ましい経験の選択〉〈望ましい活動の配列〉〈年間指導計画〉〈期間・月間指導計画〉〈週案・日案〉〈その他〉になっており、調和のとれた、発展的、組織的な指導計画を作成すること、としている。

初めて制定された『保育所保育指針』であるが、領域や指導計画共『幼稚園教育要領』を十分に意識したものであることが考えられる。また、年齢別の発達や指導計画の項目についても提示され、指導計画の項目も提示されていることから『保育所保育指針』をみれば、指導計画もすぐにできるようになっている。

評価についても、常に評価し、改善しなくてはならないと、明記されている。

この時期の『保育所保育指針』は、『幼稚園教育要領』を十分意識したものであり、4 歳児以上の教育は、『幼稚園教育要領』と同じ 6 領域で示されている。しかし、全く同一ではなく、『保育所保育指針』の「音楽」と「造形」は『幼稚園教育要領』では「音楽リズム」と「絵画制作」で表されている。近接していると考えられる。即ちこの時期は、幼稚園教育と保育所保育の複線化と保育内容の近接化の時期であると言える。

翌 1966 (昭和 41) 年、政府は、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向

けての対策の検討である，保育所緊急5ヵ年計画を策定した。5年間で3,690カ所の保育所増設を打ち出した。

1967（昭和42）年，厚生省は「児童福祉施設最低基準」一部改正をして保育室，遊戯室の2階以上設置を認可した。

1971年（昭和46年）中央児童福祉審議会は、「保育所における幼児教育のあり方について」の意見を取りまとめた。1 保育所および幼稚園の目的と役割については、「究極的に幼児の望ましい人間形成を目指している点については同じである。しかし，幼稚園は短時間の保育時間であり，その後は母親の養護を受けることができるのに対し，保育所は長時間にわたり，母親にかわって養護と教育を不可分一体としておこなわなければならない。2 保育所が幼稚園としての地位をあわせもつことについては，保育所の設備・保育用具等の改善向上を図られなければならない。3 保育の充実向上については，幼稚園設置基準に定められている設備を整備すると共に幼児の福祉が十分保障されるように児童福祉施設最低基準を改定する必要がある。4 保育所と幼稚園の適正配置については，地域によっては不適切な配置があるので，行政指導が必要である。5 今後における保育対策については，保育所入所の条件である保育に欠ける子どもの定義の吟味である。

以上のことから，幼稚園と保育所の運営に関しては，複線化の方向は必至である。

1977（昭和52）年3月，男性保育者が法的に認められた。このことは，保育所での幼児の環境も変わり，保育所にも父親的存在が必要になったということである。

1988（昭和63）年9月，保育所保育指針検討小委員会は「保育所保育指針の検討状況について」を中央児童福祉審議会保育対策部会に報告した。

1965（昭和40）年の『保育所保育指針』刊行以来，20数年経っており，子どもを取り巻く環境や子ども自身の変化等に対応する必要が出てきた。例えば，都市化の進展，少子化の進行，婦人就労の増大等であり，子ども自身も，人間関係体験や異年齢集団活動体験不足，直接体験の不足等の問題が生じている。また，乳児保育等保育需要の多様化も指摘されるようになった。

#### （4）1990（平成2）年改訂『保育所保育指針』の基準について～幼稚園教育と保育所保育の複線化と保育内容の統一化の時期

1989（平成元）年，文部省は『幼稚園教育要領』の改訂を行い，保育内容のこれまでの6領域「健康」「人間関係」「社会」「自然」「言語」「音楽リズム」「絵画製作」を5領域「健康」「人間関係」「環境」「自然」「言葉」「表現」とした。

翌1990（平成2）年3月，『幼稚園教育要領』改訂の1年後，厚生省は『保育所保育指針』を改訂通達した。

【表3-③-第1章総則】では，昭和40年の『保育所保育指針』と変わらない保育理念が記されている。年齢区分は昭和40年版が1歳3ヶ月未満としていたものを，平成2

年版では6ヶ月から1歳3ヶ月未満児の保育の内容となっており、「平成2年保育所保育指針」をみると、4ヶ月まで、6ヶ月を過ぎるとという表示になっており、乳児保育の普及に対応するため年齢区分を細分化し、障害児保育に関する記述を明記している。前述したように、保育所保育の特性は養護と教育が一体になったものである。養護的機能を明確にするために全年齢を通じて入所児童の生命の保持・情緒の安定に関わる事項（基礎的事項）として示され、教育に関する内容は、『幼稚園教育要領』に準拠して同様の5領域となっている。

また、1990（平成2）年改訂では発達の捉え方を相互作用としている。それによって自発性・自主性・意欲・信頼感が生まれる。保育に対する保母の立場は主導的な「指導」ではなく「援助」である。保育における『具体的な対応、子どもの自発性、意欲を重視し、子どもの発達に『応じた保育、応答的な「かかわりによる保育』<sup>(12)</sup>』ということがいえる。

【表3-③ 第11章の保育の計画作成上の留意事項】において、保育所では入所している子どもの生活全体を通じて、第1章に示す保育の目標が達成されるように、全体的な「保育計画」と具体的な「指導計画」とからなる「保育の計画」を作成することとなっている。ここでは、新しく「保育計画」と「保育の計画」という文言がはいってきた。前回の改訂では「指導計画」だけだったが、これをみると、「保育計画」と「指導計画」の2つを合わせて「保育の計画」ということができる。また、全体的な「保育計画」と具体的な「指導計画」という表現から、『幼稚園教育要領』における「教育課程」と「指導計画」に相当すると考えられる。さらに「指導計画」の中には、「長期的な指導計画」と「短期的な指導計画」の必要性が提示されている。

今回の改訂で、『保育所保育指針』の保育の内容が3歳以上の教育面について『幼稚園教育要領』の保育の内容と同じ5領域に統一されるなど、統一化の方向に進んでおり、幼稚園教育と保育所保育の複線化と保育内容の統一化の時期であると言える。

また、評価について、指導計画は、保育の過程を子どもの実態に即して反省、評価し、改善に努めることと、記されている。

#### （5）1999（平成11）年改訂『保育所保育指針』の基準について～幼稚園教育と保育所保育の複線化と保育内容の共通化の時期

1998（平成10）年、『幼稚園教育要領』は第3次改訂を行った。新たに地域の子育てセンターとしての役割を果たすこと、預かり保育が推進されることとなった。幼稚園に保育所の機能を持たせるものである。同時期、「児童福祉法」の改正により、それまで保育所は措置であったのが、利用者による選択制に変わった。このことは利用者サービスであるといえる。

翌1999（平成11）年、『保育所保育指針』が改訂された。【表3-④】から明らかなように、内容にあまり変化はないが、子どもの発達に関してこれまでの「年齢区分」から、

「発達過程区分」となった。保育の内容に関して、ここでも3歳から6歳までは基礎的事項と5領域とからなっている。基礎的事項が養護の部分であり、5領域が教育の部分である。また、幼稚園教育要領の改訂を踏まえ、「生きる力の基礎を育てる」「自然体験・社会体験の重視」等を記述している。

【表3-④-第11章保育の計画作成上の留意事項】がかなり詳しくなっている。「保育計画」と具体的な「指導計画」からなる「保育の計画」の考え方は前回と同様である。長期的な指導計画は子どもの生活や発達を見通した年、期、月などの計画であり、短期指導計画は子どもの生活に即した週・日案のことだと明記されている。「保育の計画」については、第11章だけでも、12項目に分けられており、前回の『保育所保育指針』からさらに細かく分類された。保育する際、理解しやすくなったのではないだろうか。この部分も幼稚園教育要領に倣ったものである。そして、評価についても、指導計画の評価・改善を促している。

2003（平成15）年、保育士資格が法定化された。このことにより、より専門性の高い資格となったと言える。

以上のことから、幼稚園教育と保育所保育は益々関連化が図られ、前回の改訂からさらに進んだ幼稚園教育と保育所保育の複線化と保育内容の共通化の時期であると言えよう。

#### （6）2008（平成20）年改定『保育所保育指針』の基準について～幼稚園教育と保育所保育の整合化の時期

2008（平成20）年、『幼稚園教育要領』が改訂され、時期としては初めて同時期に『保育所保育指針』も改定された。同時に、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領も公示された。

2005（平成17）年、文部科学大臣は、21世紀を生きる子どもたちの教育の充実を図るため、教員の資質、能力の向上や教育条件の整備などと併せて、国の教育課程の基準全体の見直しについて検討するよう、中央教育審議会に要請した。そして、2年10ヶ月にわたる審議の末、2008（平成20）年1月に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」答申を行ったものである。この間、教育基本法改正、学校教育法改正が行われ、幼児期の教育の重要性が法的に位置づけられた。

これまで、『保育所保育指針』は、「通達」であったものが厚生労働大臣「告示」となり、『保育所保育指針』は『幼稚園教育要領』と同レベルの国の基準となった。即ち、告示化により、どの保育所でも遵守すべき基礎的事項を規定し、規範性を有する指針としての位置づけを明確化したのである。

内容も大幅な変更があり大綱化された。「平成11年保育所保育指針」が第13章までであったのに対し、「平成20年保育所保育指針」は第7章になっている。頁数もスリム化され、約半分の量となった。内容の大綱化により、各保育所の自律性・独自性・が発揮され、各

保育所の特色が浮き彫りになることが考えられる。厚生労働省から「保育所保育指針解説書」が刊行されたのも初めてである。これは、保育現場への指針内容の普及、関係者の理解促進を図ったものである。【表3-⑤-第2章子どもの発達】の発達過程も、0歳～6歳まで8つに区分され、年齢の前には全て「おおむね」の標記がなされている。個々に発達が違うので、はっきりした区分は設けられないということであろう。

【表3-⑤の第3章保育の内容】の章については、これまでの「基礎的事項」と「5領域」が「養護に関するねらい及び内容」と「教育に関するねらい及び内容」に区分された表記になった。また、【表3-⑤の第4章保育の計画及び評価】の章において初めて、「保育課程」という文言が出てきている。この章から分かることは、「保育の計画」の中に「保育課程」と「指導計画」の2つが表記されているので、「保育課程」と「指導計画」の2つを合わせて「保育の計画」ということがわかる。従って、1999（平成11）年の『保育所保育指針』でいうところの「保育計画」に相当するところが「保育課程」ということになる。評価について、変化があり、保育の内容等の自己評価が導入された。保育士等の自己評価・保育所の自己評価が必要となった。

このように2008（平成20）年に『保育所保育指針』が改定、『幼稚園教育要領』が改訂された。

折しも幼保一元化や幼保一体化が議論され、これまで以上に保育所保育と幼稚園教育の統合が図られている。スリム化され、そのため内容も大綱化となった。まさしく、幼稚園教育と保育所保育の統合化の時期であると言える。

また、評価については、保育の内容等について自己評価、保育士等の自己評価、保育所の自己評価というように、自己評価をしなくてはならない。

以上、『保育指針』から現『保育所保育指針』までの保育所保育の基準の変遷を辿ってきたが、保育の計画・評価・保育の内容に関するものについて整理したものが【表4】である。この表から明らかなように、1965（昭和40）年、1990（平成2）年、1999（平成11）年の、指導計画・保育の計画は「作成する」と表記されているが、2008（平成20）年改定の保育の計画については、「編成されなければならない」と表記されている。1952（昭和27）年の『保育指針』から2008（平成20）年の『保育所保育指針』に至るまで、保育計画→指導計画→保育の計画（保育計画と指導計画）→保育の計画（保育計画と長期・短期の指導計画）→保育の計画（保育課程と指導計画）と変化してきている。56年間一貫して変わらないのは計画→実施→反省評価→改善のサイクルである。

では、なぜ『保育所保育指針』の2008（平成20）年の改定で「保育計画」が「保育課程」に改められたのか。そもそも「保育課程」とはどのようなもので、『保育所保育指針』との関係はどうなっているのかについて考察する。

### 3 『保育所保育指針』と「保育課程」

「保育計画」が「保育課程」に改められた理由について、増田（2010）は次の3点を指摘している。①これまで、保育計画は、全体の計画として位置付けられ、養護と教育が0歳から6歳にいたるまで、一貫性をもって実施するための重要な計画だったが、保育計画について、十分に周知しきれていなかった状況があったこと。②保育計画が「保育の計画」や長期の指導計画との混同が見られたり、自治体が策定する待機児童対策としての保育計画との混同が見受けられたこと。③これまで保育士一人ひとりの技量や持ち味に頼った保育が行われてきた傾向もあり、保育所の理念や全体計画を理解し、全職員が計画的、組織的に取り組むことが十分になされていない状況があったこと、等である<sup>(13)</sup>。

つまり、これまで『保育所保育指針』の内容が保育現場まで周知徹底されていなかったということである。それは、『保育所保育指針』が「通知」だったため、強制力を伴わないものであったためであるが、「告示」に改定された『保育所保育指針』では、保育現場への周知徹底が強く望まれていることが分かる。そして、「保育課程」の編成を義務付けることによって、「保育の質の向上」<sup>(14)</sup>を目指しているのである。

では、「保育課程」とはどのようなものか。『保育所保育指針』をみると、次のような記述がある。

「保育課程」は、「ア 各保育所の保育の方針や目標に基づき、第2章（子どもの発達）に示された子どもの発達過程を踏まえ、前章（保育の内容）に示されたねらい及び内容が保育所生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、編成されなければならない。イ 地域の実態、子どもや家庭の状況、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しを持って適切に編成されなければならない。ウ 子どもの生活の連続性や発達の連続性に留意し、各保育所が創意工夫して保育できるよう、編成されなければならない。」

<sup>(15)</sup> 即ち、「保育課程」は他の計画の最も上位に位置付けられ、計画性を持って保育が展開され、保育の質の向上を目指すことが必要である。そして、全職員の共通認識の下、保育所保育の根幹となる「保育課程」を、新たに包括的な捉え方をすることにより、保育所保育の全体像を描き出したものと言える。すなわち、生活する場や時間、期間がどのような状況であっても、乳幼児期に共通する発育・発達の過程を基盤に、家庭や地域等、多様な側面に目を向け、入所しているすべての乳幼児の生活の場をつくり、保育を展開していくことが重視されなければならない。さらに、「一人一人の職員の人間性や専門性を高めることと保育所全体が組織として計画的な保育実践とその評価・改善という循環的な営みによって保育の質の向上を図る。」とも言っている。

「保育課程」とは、保育所の全体計画である。保育所保育の根幹が「保育課程」であり、幼稚園教育の根幹を成す「教育課程」に相当するものと考えられる。

つまり、『保育所保育指針』に則った「保育課程」は計画の最上位に位置付けられるものであり、保育理念・保育方針・保育目標・子どもの発達過程を踏まえた保育（養護と教育）のねらいと内容が必要となる。



【表 4 保育所保育指針の保育の計画と保育の内容の変遷（3歳以上）】

昭和 27 年 保育指針刊行		
保育計画	<p>日及び年間の実施計画で子どもの自発性を伸ばすもの。 明日のたのもしい社会人として育てていく保育のいとなみにおいて、特に家庭生活においてかけたことさらに重点をおきすべての生活にわたってゆきとどいた計画がたてられなければならない。</p>	<p>保 育 の 内 容</p> <p>(1)日常生活指導(2)健康管理(3)基礎的な能力を養う(4)単元・目標・導入・準備・展開・指導の重点・評価 自由遊びは音楽・リズム・絵画・製作・自然観察・社会観察・集団遊び</p>
評価	<p>保育目標・構成・内容・運営 上記のことについて評価項目を作り、常に評価・改善</p>	
昭和 40 年制定 保育所保育指針		
指導計画	<p>保育所では、保育の目標を達成するために、すべての子どもが在所中、常に適切な養護と教育を受け、また、それぞれの能力に応じて積極的に活動することができるように、次の諸事項に留意して、調和のとれた発展的・組織的な指導計画を<u>作成するものとする。</u>（保育のねらいの設定）（望ましい活動の選択）（望ましい活動の配列）（年間指導計画）（期間・月間指導計画）（週案・日案）（その他）</p>	<p>保 育 の 内 容</p> <p>望ましい主な活動 3歳：健康・社会・言語・遊び 4・5・6歳児： 健康・社会・言語・表現・自然・音楽・造形</p>
評価	<p>常に評価し、改善しなくてはならない</p>	
平成 2 年改訂 保育所保育指針		
保育計画	<p>保育所では、入所している子どもの生活全体を通じて、第 1 章に示す保育の目標が達成されるように、全体的な「保育計画」と具体的な「指導計画」とからなる「保育の計画」を<u>作成する。</u>全ての子どもが常に適切な養護と教育を受け、安定した生活を送るため、柔軟で、発展的なものとし、一貫性のあるものとなるように配慮。 ○長期的な指導計画 ○短期的な指導計画 長期的な指導計画を具体的にしたもの</p>	<p>保 育 の 内 容</p> <p>年齢区分 3歳児から6歳児まで 基礎的事項・健康・人間関係・環境・言葉・表現</p>
評価	<p>指導計画は、保育の過程を子どもの実態に即して反省、評価し、改善に努めること。</p>	
平成 11 年改訂 保育所保育指針		
保育計画	<p>保育所では入所している子どもの生活全体を通じて、第 1 章に示す保育の目標が達成されるように全体的な「保育計画」と具体的な「指導計画」とから成る「保育の計画」を<u>作成する。</u> ○長期的な指導計画 年、期、月 ○短期的な指導計画 週、日</p>	<p>保 育 の 内 容</p> <p>発達過程部分 3歳児から6歳児まで 基礎的事項・健康・人間関係・環境・言葉・表現</p>
評価	<p>指導計画の評価・改善</p>	
平成 20 年改定 保育所保育指針		
保育計画	<p>保育課程 各保育所の方針や目標に基づき、第 2 章（子どもの発達）に示された子どもの発達過程をふまえ、保育の内容に示されたねらい及び内容が保育所生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、<u>編成されなければならない。</u> 指導計画 長期的な指導計画：保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画 短期的な指導計画：より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画</p>	<p>保 育 の 内 容</p> <p>養護に関わるねらい及び内容 生命の保持・情緒の安定 教育に関わるねらい及び内容 健康・人間関係・環境・言葉・表現</p>
評価	<p>保育の内容等の自己評価 保育士等の自己評価 保育所の自己評価</p>	

(昭和 27 年から平成 20 年までの保育指針・保育所保育指針の中の『保育の計画』『保育の内容』に関して整理したものである。アンダーラインは筆者が付した。)

現行の『保育所保育指針』の改定で新たに保育の内容が、「養護に関するねらい及び内容：生命の保持・情緒の安定」と「教育に関わるねらい及び内容：5領域」と明確に記されている。このことは幼稚園教育と大きく違うところであり、保育所に入所する条件が、「保育に欠ける子ども」であることを考えると、養護にかかわるねらいと内容の中で、「生命の保持・情緒の安定」が最も基本となることが考えられる。

#### 4 結語 『保育所保育指針』と「保育課程」における課題

『保育所保育指針』は告示化により、すべての保育所が遵守すべき最低基準として位置付けられた。【表3-⑤の第7章 職員の資質向上】に示されたように、職員の研修が必要なのである。「保育課程」の編成が義務化されたのは、保育の質の向上、職員の資質向上のためである。「保育課程」の編成については、各保育所の創意工夫や取り組みを促す観点から、また、どのような状況の子にも添うような「保育課程」編成の立場から内容の大綱化が図られている。

保育所に入所する子どもは一人一人状況も家庭環境も様々であり、入ってくる時期、退園する時期等様々である。そのような状況下で、どの子にもあてはまる「保育課程」編成となると、どこまで、創意工夫できるのか、具体化できるのか疑問である。

加えて長期的見通しをもった「保育課程」の編成を行わなければならない。しかし、どのくらい長期的なことか、『保育所保育指針』のどこにも明確に記されていない。非常に曖昧である。また、保育の質の向上のため、各園独自の「保育課程」を編成することは容易ではない。保育時間を原則8時間とする保育所において、研修の時間の確保が大きな課題となるからである。

これまで、自らの園児の実態に即し、健やかな成長を期する「保育課程」を策定してきた保育所も数多い。しかしながら、一方では、保育者が多忙であるが故に「保育課程」を見直し、改善のための時間の確保を見出せずにいることも挙げなければならない。

このような状況下における改善の方向付けに次のようなことを考えた。

8時間の保育時間に応じた研修時間の確保のため、○人材の確保 ○シフト制による勤務時間 ○第三者による（大学関係者・学識経験者等）指導助言等である。

さらに、次のような課題も挙げられる。

最新の『保育所保育指針』改定と同時期に、『幼稚園教育要領』、『小学校学習指導要領』、『中学校学習指導要領』も改訂されているが、『保育所保育指針』、『幼稚園教育要領』と義務制との決定的な差異が認められた。それは次のことである。

基準の内容を支えているのは、時の「政策」である。また、各園においては、「経営」であり、そのことの認識が必要になってくる。しかし、この点に関する限りでは、基準にそれらが盛り込まれていない。即ち、実現性が薄くなるのである。そのため、実現可能とするための制度上、経営上の「留意点」を記述した文案が各園ごとに必要になってくる。

しかし、『保育所保育指針』に記載はない。『幼稚園教育要領』も然りである。それでどうするかというと、小学校学習指導要領解説 総則編に習うところが大きいのである。保育の内容が大綱化・弾力化されたことは、各園それぞれに柔軟性をもって対応するということであろうが、あまりにも曖昧さの感は拭えない。

筆者は、現在、保育者の専門性、保育所のマネジメントについて調査中である。各園、どのような研修を行い、どのようなマネジメントを行っているのか、今後の課題とする。

## 註

- (1) 1890（明治 23）年，赤沢鍾美・仲子夫妻は「家塾新潟静修学校」に付設の託児施設を開設した。これが，保育所の始まりであるとされる。この託児所は 1908（明治 41）年に「守孤扶独幼稚児保護会」に改称し，本格的に保育事業を開始した。現在，赤沢保育所として新潟に現存している。
- (2) 例えば，明治期に野口幽香らクリスチャンにより，1900（明治 33）年，東京麴町に二葉幼稚園が開設された。しかし，幼稚園という名でも貧民の子を良い境遇において教育することはおとなの義務であるとの考えに立って，3歳以上の幼児を対象に1日7～8時間の保育を行い，休日も日曜・祝祭日と年末年始に限り，これにより父母の労働を助けたとされる。この二葉幼稚園は 1916（大正 5）年に二葉保育園と改称された，代表的な保育所である。当時の幼稚園は中流以上の子どもの保育に傾いていた。幼稚園も保育所も当時の保育者は「保母」だった。
- (3) 表 1 【保育所保育指針・幼稚園教育要領の系譜】参照。
- (4) 柴崎（2009）は，2008（平成 20）年の『保育所保育指針』は改訂ではなく改定であるという文言に対して，定め方を改めるであり，告示になったことを意味しているという。柴崎正行「保育の内容・三歳以上児」無藤隆・柴崎正行編『新幼稚園教育要領・新保育所保育指針のすべて』（別冊発達 29号），ミネルヴァ書房，2009年，pp.136-142，参照。
- (5) 詳細については，拙稿「我が国における幼稚園教育要領等の変遷と教育課程に関する考察」九州教育経営学会研究紀要第 16号，2011年 6月，pp.113-121，参照。
- (6) 民秋言『幼稚園教育要領・保育所保育指針の成立と変遷』（株）萌文書林，2008年。
- (7) 見平隆『保育所保育指針から考える「こどもの貧困」の課題』名古屋学院大学論集，社会科学篇，第 46巻，第3号，2010年1月，pp.101-117。
- (8) 倉橋惣三・青木誠四郎・山下俊郎・坂元彦太郎らによるものである。  
角尾稔・山内昭道・渡辺真澄「幼児教育の思想家」『幼稚園事典』編集（財）幼少年教育研究所 1994年，11月 鈴木出版，pp.12-29，参照。
- (9) 文部省『昭和 22年度（試案）保育要領試案』師範学校教科書株式会社，昭和 23年，pp.1-5。

- (10) 厚生省児童局編『保育指針』日本児童協会，昭和 27 年，p.109。
- (11) 厚生省児童家庭局『保育所保育指針』日本児童フレーベル館，昭和 40 年。
- (12) 宮原和子・宮原英種『保育所保育指針と応答的保育－新《指針》をどう考え，どう実践するか－』，蒼丘書林，1991 年 p.16。
- (13) 増田まゆみ「保育の計画・評価と保育の質の向上」無藤隆・柴崎正行編『新幼稚園教育要領・新保育所保育指針のすべて』(別冊発達 29 号)，ミネルヴァ書房，2009 年，pp.143-154。
- (14) 今回改定の「保育所保育指針」「保育所保育指針解説書」や関係法令「保育所保育指針等の施行等について」「保育所保育指針の施行に際しての留意事項について」平成 20 年 3 月，各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長宛，厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知等に再三「保育の質の向上」のための改定という文言が出てくる。
- (15) 厚生労働省編『保育所保育指針解説書』フレーベル館，2008 年，参照。

#### 参照文献・参考文献

- 一番ヶ瀬康子『学術叢書 日本児童問題文献 解説』全 3 巻，学術出版会，日本図書センター，2005 年。
- 文部科学省『小学校学習指導要領解説 総則編』東洋館出版社，2008 年。
- 厚生労働省編『保育所保育指針解説書』フレーベル館，2008 年。
- 文部科学省『幼稚園教育要領解説』フレーベル館，2008 年。
- 藤永 保『幼稚園と保育所は 1 つになるのか－就学前教育・保育の課程と子どもの発達保障－』萌文書林，2013 年。
- 中村強士『戦後保育政策のあゆみと保育のゆくえ』新読書社，2009 年。
- 大庭幸夫・網野武博・増田まゆみ編著『保育を創る 8 つのキーワード』フレーベル館，2008 年，
- 小田 豊『幼保一体化の変遷』北大路書房，2014 年。
- 民秋言『幼稚園教育要領・保育所保育指針の成立と変遷』(株)萌文書林，2008 年
- 伊藤良高・中谷 彪・北野幸子『幼児教育のフロンティア』晃洋書房，2009 年
- 無藤隆・柴崎正行編『新幼稚園教育要領・新保育所保育指針のすべて』(別冊発達 29 号)，ミネルヴァ書房，2009 年。
- 宮原和子・宮原英種『保育所保育指針と応答的保育－新《指針》をどう考え，どう実践するか－』，蒼丘書林，1991 年。
- 角尾稔・山内昭道・渡辺真澄「幼児教育の思想家」『幼稚園事典』編集(財)幼少年教育研究所，鈴木出版，1994 年。

補記：既発表論文が査読を経て新たに掲載されるもの